

競争参加者の資格に関する公示

平成23年度木曽川上流河川許認可審査支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年1月20日
中部地方整備局長 富田 英治

1 業務概要

(1) 業務名 平成23年度木曽川上流河川許認可審査支援業務

(2) 業務内容

本業務は、木曽川上流河川事務所が所管する河川許認可に関する調査・整理の実施、書類等の審査を行い、河川の適正な管理を図るための審査・指導の支援を行うために以下に掲げる内容を行うものである。

なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は、受注者の管理技術者に対して行うため、実施する業務従事者は管理技術者の管理下において業務を行うものである

1) 河川法等に基づく各種申請書類・届出の事前協議、受付、事前整理、審査（形式、内容）の業務

2) 河川管理関係資料の補正及び作成の業務

3) 現地情報及び資料の収集・整理

4) 予定許認可処理件数は約1600件を予定している。

(3) 履行期限 平成23年4月1日から平成25年3月29日

2 申請の時期

平成23年1月21日から平成23年2月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中部地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。

ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「契約関係様式集」の順で検索のこと。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写し及び当該業務に係る競争参加資格確認資料（様式－2～7の写し）を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は託送（※注1）により提出すること。

提出先：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

名古屋合同庁舎第二号館 中部地方整備局 総務部契約課

電話 052-953-8138

※注1「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次の(1)から(4)条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格が

ないと認定し、それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 23・24 年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。
なお、平成 23 年 4 月 1 日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。
- ③ 中部地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- ④ 「競争参加者の資格に関する公示」（平成 22 年 10 月 1 日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長）公示 5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
- ⑤ 当該業務の「入札公告【総合評価落札方式】（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（平成 23 年 1 月 20 日付け分任支出負担行為担当官中部地方整備局木曽川上流河川事務所長）2-5 及び入札説明書 5-6 に示された条件を満たしている者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成 10 年 12 月 10 日付け建設省厚契発第 54 号、建設省技調発第 236 号、建設省営建発第 65 号）の別紙 1 に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4 (1) ②に掲げる平成 23・24 年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていない者も参加表明書を提出することができるが、平成 23・24 年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請を行うこと。定期受付期間において申請を行っていない場合は設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「平成 23 年度木曽川上流河川許認可審査支援業務××・△△設計共同体」とする。